

## 船橋市教育委員会会議臨時会会議録

1. 日 時 平成26年3月14日(金)  
開 会 午後2時00分  
閉 会 午後2時45分
  
2. 場 所 教育委員室
  
3. 出席委員 委 員 長 山 本 雅 章  
委員長職務代理者 石 坂 展 代  
委 員 鎌 田 元 弘  
委 員 篠 田 好 造  
教 育 長 松 本 文 化
  
4. 出席職員 教育次長 松 田 重 人  
管理部長 石 井 雅 雄  
生涯学習部長 瀬 上 きよ子  
管理部参事兼教育総務課長 二 通 健 司  
生涯学習部参事兼社会教育課長 小 川 佳 之  
指導課長 松 本 淳  
生涯スポーツ課長 石 井 義 男
  
5. 議 題  
第1 前回会議録の承認  
第2 議決事項  
議案第12号 船橋市教育委員会組織規則の一部を改正する規則について  
議案第13号 船橋市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規則について  
議案第14号 船橋市公民館条例施行規則の一部を改正する規則について  
議案第15号 船橋市運動公園等管理規則の一部を改正する規則について  
議案第16号 船橋市教育委員会体育施設利用者カードの交付に関する規則の一部を改正する規則について  
議案第17号 船橋市総合体育館条例施行規則の一部を改正する規則について  
議案第18号 船橋市武道センター条例施行規則の一部を改正する規則について
  
6. 議事の内容  
【委員長】

それでは、ただ今から教育委員会会議臨時会を開会いたします。

本日、審議を予定しております議案のうち、議案第12号から議案第14号までの3議案につきましては、船橋市教育委員会会議規則第9条の規定により、議事日程の順序を変更して審議したいと思います。

議案第14号は、議案説明及び審議において効率化を図るため、議案第18号の後に、議案第12号及び議案第13号につきましては、他の議案に付随して必要となる規則及び規程を改正する議案であるため、議案第14号の後に、それぞれ繰り下げて審議したいと思います。

ご異議ございませんか。

**【各委員】**

異議なし。

**【委員長】**

異議なしと認めますので、そのようにいたします。

それでは、議事に入ります。

はじめに、議案第15号について、生涯スポーツ課、説明願います。

**【生涯スポーツ課長】**

本冊の15ページを開いていただきたいと思います。

議案第15号「船橋市運動公園等管理規則の一部を改正する規則について」でございます。

詳しくは、新旧のほうを見たほうがよろしいかと思っておりますので、17ページを見ていただきながら説明していきたいと思っております。

体育施設の管理運営の一元化を図ることを目的として、今回、高根木戸近隣公園及び北習志野近隣公園の有料公園施設であります庭球場の管理運営が、この3月20日付で市から教育委員会のほうへ事務委任されるので、今回議案を上程したものでございます。

まず、新旧の右側の旧のほうの第1条のアンダーラインの部分の「若松公園有料施設」を削りまして、左側の新の第1条のアンダーライン部分に、「並びに高根木戸近隣公園、北習志野近隣公園及び若松公園に係る有料公園施設」を加えました。

また、右側の旧の第2条では、今まで有料公園の一部ということでアンダーラインの部分指定しておりましたが、今回、2つの有料近隣公園が加わることにより、左側の新しい第2条では、このアンダーライン部分に「規定する有料公園施設」というふうに改めさせていただきました。

同じく、申し訳ございませんが、次のページの18ページを見ていただきたいんですけども、補則の右側のほう第11条になりますけれども、こちらのほうにつきまして

も、同じように右側のほうの「若松公園有料公園施設」を削り、左側の新しい条例には「並びに高根木戸近隣公園、北習志野近隣公園及び若松公園に係る有料公園施設」と、ここを加えさせていただきました。

それでは、また17ページをちょっとお戻りいただきまして、もう一つ、第3条、新しいほうなんですけれども、こちらのほうに「情報通信技術の利用」ということで、新たに条文を載せさせていただきました。

実は、この生涯学習予約システムというのが、この3月から稼働するために準備を進めておりますけれども、この予約システム、実は平成19年度にもう既にスタートしておりました。本来であれば、そのときに情報通信技術の利用ということで規則を変更し、条文を載せるべきところ、手続を怠っていましたということで、今回、改正を行うもので、今回載せさせていただきました。

なお、この3条を加えたということなので、それまでの3条以降、1つずつ、1条ずつ繰り下げております。

以上です。ご審議のほう、よろしく願いいたします。

#### 【委員長】

ただ今、説明がありましたが、何かご意見、ご質問ございますでしょうか。  
よろしいですか。

#### 【石坂委員長職務代理】

第3条の3行目の「電子情報処理組織（以下「電子情報処理組織」）」、同じ言葉の繰り返しなのに、「以下」として括弧書きを加えなきゃいけないのは、何か理由がありますか。

#### 【生涯スポーツ課長】

これ第3条の第1項に、以下かぎ括弧という文面がありますけれども、その後の第3項にも、その組織という電子情報処理組織という文面が入ってきますので、こういう形にしたと。

#### 【社会教育課長】

こちらにつきましては、議案第14号でも出るんですが、これについては、前段にある、「船橋市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例第3条第1項」の規定であることを受けての電子情報処理組織があるんです。

ですから、この電子情報処理組織という言葉を使うときには、その前段の船橋市行政手続等云々で第3条第1項、ここまでを本来は説明しなくちゃいけないんですけれども、それを省略するために、以下「電子情報処理組織」ということにするものでございます。

**【委員長】**

なるほど、そういうことですか。全部そうですか。

**【社会教育課長】**

そうですね。含めてということ。

**【委員長】**

よろしいですか。

わかりました。私も疑問に思ったんですけど。

ただ、もしそのように、以下何々というとなったら、これには括弧がついているので、下の第3項にも括弧をしないと。これは、船橋市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例第3条第1項に規定する電子情報処理組織をさして、ただの一般的な電子情報処理組織とは違うことをいっているの、下の第3項などにも括弧をつけた方がよいのではないですか。

**【教育総務課長】**

例規については一定の決まり事がございまして、最初のところでは、このようにかぎ括弧であらわしますけれども、後から出てくる場合には、このかぎ括弧はしませんで、この部分は前記のそういう意味ですと、これは表記の仕方ですので、一般的に例規のときにはかぎ括弧を後からつけたりとかすることはいたしません。

**【委員長】**

いえ、それはわかるんですけども。この電子情報処理組織というのは、一般的な、一般名として使える語句でもあるので。ここで特別の意味として使っているわけだから、それであえて括弧つけているんだったら、下も括弧つけてやらないと、何かよくわからないんじゃないかと思うんですけども。

**【鎌田委員】**

多分、そういうのがあってしょうが、ほかの多分規則とのかかわりを、そういうのが多分国のルールも全部そうになっているそうです。そういう体系があるんですね。そういう体系上のならわしということなので、多分、ここだけ変えると、逆になぜ変わったということもあると思うので、もしこういうようなの、全体に見直すというようなことが万が一あれば、そのときに出てきてもいいかなと思いますが。逆に、ここだけ変えちゃうと、何でほかは変わってないのというのも出てくると思いますから。

【教育総務課長】

その上の第2条の左側にもかぎ括弧で「条例」とか、かぎ括弧で「施設」とかありますけれども。

このように表記はするけれども、後から出てくるときに、その分をまたかぎ括弧を残すとかということは、つくりとしてはしないということでございます。

【篠田委員】

それが慣例だということですか。

【教育総務課長】

そうですね。

【委員長】

そういう条例とか何かの書き方という。

普通は、括弧「以下何とかかんとかという。」で丸をつけるかどうか。これ何か、丸をつけないほうがいいんじゃないかと思うんですけれども、文章だから丸っていう意味なんだけれども。普通、括弧でもかぎ括弧でも、丸はつけないんじゃないかと思うんですけれども。どうでしょうか。

【教育総務課長】

これも例規の手法として、このような記載をするということで、統一的に定められておりますので、それに倣ってやっております。

以上です。

【委員長】

そうかなと思ったんですが、23ページの「集会所を除く」は、旧は丸ついてないんですね。

【教育長】

それは間違っているんじゃないですか。

【委員長】

旧が間違っていますか。

【教育長】

旧が間違っているのでしょうか。

【生涯スポーツ課長】

間違っています。

【教育長】

丸がないのが間違いでしょう。

【生涯スポーツ課長】

失礼しました。丸が入ります。

【委員長】

わかりました。それは、そういう手法ということ。

そのほか、何かございますか。

それでは、議案第15号「船橋市運動公園等管理規則の一部を改正する規則について」を採決いたします。ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【委員長】

異議なしと認めます。

議案第15号については原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第16号について、生涯スポーツ課、説明願います。

【生涯スポーツ課長】

それでは、本冊の21ページをお開きください。

「船橋市教育委員会体育施設利用者カードの交付に関する規則の一部を改正する規則について」でございます。詳しくは、23ページのほうを見て、新旧のほうを見ながら説明させていただきたいと思います。

こちらも議案第15号と同様に、右側のほうの第2条の施設の部分ですが、有料公園の一部ということで、アンダーラインの部分指定しております運動公園の有料公園施設、若松公園の有料公園施設、それから法典公園の有料公園施設ということで、アンダーラインを引いております。

今回、先ほど申しましたけれども、高根木戸近隣公園並びに北習志野近隣公園が有料施設になったということに伴いまして、左側の新の第2条におきましてのアンダーライン部分に「船橋市都市公園条例（昭和39年船橋市条例第42号）第10条第1項に規

定する有料公園施設（集会所を除く）」ということに、所要の改正をするものでございます。

よろしくご審議のほど、よろしく申し上げます。

**【委員長】**

ただ今、説明がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。特によろしいですか。

**【石坂委員長職務代理】**

この体育施設利用者カードの、どこかにこういった言葉が出てくるのでしょうか。

**【生涯スポーツ課長】**

それは、例えばどういうことでしょうか。

**【石坂委員長職務代理】**

例えば、これぐらいのカード、名刺よりも少し大きいカードですよね。その、例えば裏面に、こういう船橋市都市公園条例（昭和39年云々）というのとかは…。

**【生涯スポーツ課長】**

出てこないです。

**【石坂委員長職務代理】**

出てこない。

**【生涯スポーツ課長】**

通常、うちのほうで出していますカードは、船橋体育施設利用者カードという形で出しています。

**【石坂委員長職務代理】**

場所の名称は。

**【生涯スポーツ課長】**

載せてはいないです。

**【石坂委員長職務代理】**

載せていないんですか。

**【生涯スポーツ課長】**

すみません。その部分で、生涯スポーツ課とそれから運動公園と、それから法典公園、それから船橋アリーナ、武道センターというのはカードの中には載せてあります。発行するカードの中には載せてあります。

**【委員長】**

よろしいですか。

そのほか、何かご意見、ご質問ございますか。

それでは、議案第16号「船橋市教育委員会体育施設利用者カードの交付に関する規則の一部を改正する規則について」を採決いたします。

ご異議ございませんか。

**【各委員】**

異議なし。

**【委員長】**

異議なしと認めます。議案第16号については原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第17号について、生涯スポーツ課、説明願います。

**【生涯スポーツ課長】**

本冊の25ページをお開きください。

議案第17号「船橋市総合体育館条例施行規則の一部を改正する規則について」になります。

27ページを、新旧表がございますので、これを見ながら説明していきたいと思えます。

こちら、先ほど同じように議案第15号議案同様、情報通信技術の利用の条文を第5条の次に1条加え、それぞれ6条以降1つずつ繰り下げております。

それから、29ページを見ていただきたいんですけども、3号様式の変更になります。右側のほうは旧になるんですけども、右側の下にアンダーライン引いてあります。

こちらのほうは、普通許可出す場合には、こういうのがあるんですけども、そもそもこの指定管理制度につきましては、地方自治法の第244条の2第6項におきまして、指定管理者の選定は、議会の議決を経なければならないとされております。

したがって、議決を経て決定したものに対して異議を申し立てることは、この条文では、この記載はおかしいのではないかとということで、法務室と相談しました結果、この規定の整理を除こうということで、左側の新しい様式につきましては、ここの部分



を削除しております。

以上です。よろしくお願いいたします。

**【委員長】**

ただ今、説明がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

この3号様式の中に、今の60日以内の異議申し立てできると書いています。このこと自身は生きているわけですか。

**【生涯スポーツ課長】**

ここは、今この議決を通れば、これは除くということで、もともとこれができないんです、訴えるということは。

**【委員長】**

できない。

**【生涯スポーツ課長】**

地方自治法の244条の2項を読みますと、「普通地方公共団体は、法律またはこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない」となっていますけれども、その6項に「地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない」ということになっておりますので、ここで不服を申し立てするということは、文言を入れることはなじまないということで、法務室のほうと話をして、じゃこれは除きましょうと。

普通許認可すると、不服申し立て、この場合は不指定の通知なんですね。指定だと不服申し立てと、許可なんかできますけれども、これはもともと議会のほうで指定しますよということに対して、この指定を申し立てする文言を入れること自体がおかしいでしょうということで。ということで、ここは削除しましょうと。そういうことになりました。

**【委員長】**

わかりました。ありがとうございます。

そのほか、何かございますか。よろしいですか。

それでは、議案第17号「船橋市総合体育館条例施行規則の一部を改正する規則について」を採決いたします。

ご異議ございませんか。

**【各委員】**

異議なし。

**【委員長】**

異議なしと認めます。

議案第17号については原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第18号について、生涯スポーツ課、説明願います。

**【生涯スポーツ課長】**

本冊の31ページになります。

議案第18号「船橋市武道センター条例施行規則の一部を改正する規則について」になります。

こちらのほうも、同じく33ページを見ていただきたいと思います。

こちらのほうも、先ほど申し上げましたとおり、情報通信技術の利用の条例文が漏れておりましたので、今回も新しく左側にその条文を載せさせていただきました。

また、その次の様式第3号、こちらのほうも指定管理の絡みで、先ほどの処分のところの文章を、左側の新しい書式のほうでは除きましたので、説明については、先ほどの総合センターと体育館と同じようになりますので、説明は省かせていただきます。

以上です。よろしく願います。

**【委員長】**

ただ今、説明がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、議案第18号「船橋市武道センター条例施行規則の一部を改正する規則について」を採決いたします。

ご異議ございませんか。

**【各委員】**

異議なし。

**【委員長】**

異議なしと認めます。議案第18号については原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第14号について、社会教育課、説明お願いいたします。

**【生涯スポーツ課長】**

委員長、その前に生涯スポーツ課ですけれども、ちょっと訂正が一つございます。

先ほど、委員のほうから意見が出ましたカードのところ、私、市民に配るカードのところ、各生涯スポーツ課、法典公園、運動公園という名称を入れていたんですけども、その名称を入れると範囲が広がっていくということで、今は削除しております。だから施設の名称は入れていません、カードの中には。そう訂正させていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

**【委員長】**

よろしいですか。

それでは続きまして、議案第14号について、社会教育課、説明願います。

**【社会教育課長】**

議案第14号「船橋市公民館条例施行規則の一部を改正する規則について」、ご説明いたします。

資料は、本冊の11ページと13ページになります。

本件につきましては、生涯学習施設予約管理システムの再構築に伴いまして、規定の整備を行う必要があることから、お諮りするものです。

当該システムは、パソコンや携帯電話を利用して、公民館や男女共同参画センター、先ほどのスポーツ施設、市民文化ホールなど、生涯学習関連施設の空き状況の確認や、施設の予約ができるなど、市民の利便性の向上を図ることを目的に、平成19年2月に導入したところでございます。

導入後、7年が経過した本システムの使用状況は、機器の老朽化やウイルス対策による負荷、多大なデータの蓄積による不安定な稼働状態や処理速度の遅延のため、利用する市民だけではなく、職員の作業にも支障を来すようになってきました。

また、平成26年4月には、現行システム上で稼働しているパソコンのOS、Windows XPのサポートが終了するため、今年度中のシステム更新が求められておりました。

そこで、これらの課題を解決し、さらに業務の効率化を図ることを目的として、実施しております生涯学習施設予約管理システムの再構築に伴いまして、本条例規則の一部を改正するものでございます。

改正の内容ですが、13ページの新旧対照表をご覧くださいと思います。

第5条の2第1項文中の「電子情報処理組織」の次にかぎ括弧、(以下「電子情報処理組織」という)を加え、さらに同条第3項第6号の「利用種目」を「利用目的」に改めるものでございます。

これは、先ほどご説明したとおり「電子情報処理組織」、これはその前段にある船橋市行政手続等云々の第3条第1項の規定であることを受けての「電子情報処理組織」であることから、以下同様の「電子情報処理組織」の前段の説明を省略するために、この

ように規定するものです。

また、「利用種目」を「利用目的」に改めるのは、本システムが、当初は体育施設の貸し出し等に係るシステムであったことから、体育施設の種目という、利用種目というのが市で行っていたもので、現在では、さまざまな施設の統一を図ることから、利用目的というふうに改めたものでございます。

施行年月日につきましては、こちら新システムの稼働をする平成26年3月20日からとするものでございます。

以上でございます。

**【委員長】**

ただ今、説明がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

**【石坂委員長職務代理】**

平成19年2月の時点で見落としてしまったということ。見落として、入れなかった理由は何があったんでしょうか。

**【社会教育課長】**

それは、電子情報処理組織という、以下というところのもの、お話でよろしいですか。

もともと、これは公民館条例の施行規則の中に入っていますので、今回は、その中で文言を、第5条の2のところに入れたと。

先ほど言ったような電子情報処理組織の説明を省くということで、その意味合いから、以下云々というのを、一文入れさせていただいたところです。この条項は、もともとありましたので。

**【石坂委員長職務代理】**

そうですか。

**【委員長】**

よろしいですか。

そのほかに何か、ご意見、ご質問ございますか。

**【石坂委員長職務代理】**

すみません、すごく細かいことで、「手続き」の「き」なんですけれども、こちらは入っていたんです、「き」が。今までご説明があったほうの資料は「き」がなくて、送り仮名でない「き」があります。例えば、33ページの第6条の4行目は「手続」の「き」がないんですよ。ほかにも、27ページも第6条、同じ文章ですかね。「き」

が入っていないんですけども、こちらには「き」が入っていますが、統一したほうがよろしいのでしょうか。

**【社会教育課長】**

こちらは、条文の問題ですので、統一しなくちゃいけないと思いますので、少しお待ちいただけますか。

**【石坂委員長職務代理】**

大丈夫ですか。

**【教育長】**

「手続」は名詞で使っているから要らないんじゃないの。

**【社会教育課長】**

多分、「き」は入れるのが基本的には。

**【教育長】**

もちろん入れても入れなくても許容だと思いますけれども、市ではどうしているか、ほかはどうなっているかということですよ。

**【篠田委員】**

ほかの条例ということですか。

**【教育長】**

はい、ほかの条例はどうなっているか。入れるにしても、入れないにしても統一していると思いますよ。

**【社会教育課長】**

物の本には、全部読み方は書いて。表記の仕方書いてあるんですね、手続の。

**【教育長】**

いやいや、物の本ではなくて、船橋市の条例や規則がどちらに統一されているかということですよ。

**【教育総務課長】**

いや、一般の例規のつくり方みたいな本を参考にやっていますので。

**【教育長】**

ですから船橋では、どう統一されているかということです。

ほかの条例や規則に「てつづき」という言葉が出てくるものがあると思いますけど。名詞の場合、「取り組み」などは「み」なしで「取組」と記載します。名詞のときはね。「取り組む」だったら「む」がいるんですけども。

**【委員長】**

これは、やっぱり統一してもらおうということで。

**【石坂委員長職務代理】**

今じゃなくてもいいですよ。

**【委員長】**

そうですね。

**【教育長】**

今、ちょっと調べて見たんですが、これは、公用文の用字用語辞典なんですが、「き」と送り仮名をふるのと、ふらないのは、どちらが普通であるとは書いてないですが、「手続き」と「き」を送るのは、公用文における漢字使用等についての具体的方針に反するもので、「き」を入れない「手続」と書くのが適切であると。だから「き」はないほうがいいと思うんですけども。

**【委員長】**

じゃ、それは事務局のほうで検討していただいて。

**【社会教育課長】**

すみません。

**【委員長】**

次回にでも報告だけいただければいいと思いますので、よろしく願いいたします。

**【委員長】**

それでは、議案第14号「船橋市公民館条例施行規則の一部を改正する規則について」を採決いたします。

ご異議ございませんか。

**【各委員】**

異議なし。

**【委員長】**

異議なしと認めます。議案第14号については原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第12号について、教育総務課、説明願います。

**【教育総務課長】**

議案第12号「船橋市教育委員会組織規則の一部を改正する規則について」、ご説明します。

資料は1ページからでございます。

船橋市教育委員会組織規則は、船橋市教育委員会の権限に属する事務の処理、並びに事務局及び教育機関の組織並びに事務分掌等について規定している規則でございます。

このたび、新規に実施する事業、及び本日先ほどの議案でも審議いただいた高根木戸近隣公園及び北習志野近隣公園有料公園施設の管理運営等の市からの事務委任等に伴い、改正するものでございます。

3ページからの新旧対照表をごらんください。

左側の新をごらんください。第6条第12号、(12)でございます。そこで、教育長が会議に諮らず、専決で任命、または委嘱できる職として、スクールカウンセラーを追加いたします。

続きまして、第9条、新規に実施する放課後子供教室事業のために、教育総務課に放課後子供教室係を設置いたします。

関連して次のページの第12条、教育総務課の分掌事務として、「放課後子供教室に関すること」を追加いたします。

同様に、同じような理由で、第13条において、指導課の分掌事務といたしまして、「スクールカウンセラーに関すること」を追加いたします。

第14条の改正につきましては、今回、規則を改正することを機に、これまで下線の方でございます。「文化芸術ホール及び博物館」という記述に、表現になっていたものを、本規則内においては、他の条文でそれぞれ固有の施設名称で表記していることに合わせて、「市民文化ホール、市民文化創造館、郷土資料館及び飛ノ台史跡公園博物館」という表現に直すものでございます。

続きまして、第15条においては、先ほどの議案でも審議いただきました高根木戸近隣公園有料公園施設及び北習志野近隣公園有料公園施設に関することを、運動公園等と同様に体育施設管理事務所の分掌事務に加えるものでございます。

ページをめくっていただきまして、第16条です。

これまで、船橋市教育委員会においては、学校の情報化施策、情報システムについての窓口となり、また総合的に推進する所管が定められておりませんでした。来年度からは、その所管を総合教育センターと明確に位置づけ、第16条において、これを明らかにします。

なお、施行日につきましては、先ほど生涯スポーツ課よりご説明いたしましたとおり、第15条については、有料公園施設につきましては3月20日の施行、他については4月1日をもって施行するものでございます。

以上でございます。

**【委員長】**

ただ今、説明がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

**【篠田委員】**

これ意見なので、多分通らないと思うんですけども、例えば、施設がふえるごとに、こうやって条文を変えていくと、なかなか大変なので、こういう一つ一つの施設をまとめた名称をつくって、何か一つのものにまとめておいたほうがいいんじゃないかなと、いつも思うんです。

例えば、何か変わるたびに全部条文を変えろというんじゃなくて、例えば、何とか施設というものは、何と何と何があるというような形でもって一つのものにまとめておけば、いちいちこの文を変えなくていいんじゃないかなという気はします。これ意見です。

以上です。

**【委員長】**

それに対して何か。今の新旧対照表に逆行するような意見ですが、いかがでしょう。

**【教育総務課長】**

確かに公民館のようにたくさんある施設について、地区公民館、大体同等の事業を行っておりますので、そういったものは、地区公民館、もしくは公民館ということで、同じような形で表記しているものもございます。

ただ、規則の中で、それぞれ位置づけが異なってくるもの、また細かく分けたほうがわかりやすいものについては、確かに改正の手間がございますけれども、分けておいたほうがいいものについては分けて表記する。そのように考えています。

**【委員長】**

よろしいですか。

そのほか、何かございますか。



**【鎌田委員】**

6 ページの（11）ですが、参考までお伺いしたいんですが、この情報化施策の企画なんていうような場合も、情報化施策というのは、具体的にどんなものかなんていうのは、大体こういう情報化施策と書き込めば、市のほかの条例もあわせて、どんなことというのが、共通、共有化されているんですか。

逆にいうと、情報化施策というのは、いろんな多岐にわたるので、こういうようなことだけでわかるのかなと、参考までに教えてください。

**【教育総務課長】**

情報化というのは、日々進展してまいりますので、いろいろ細かく、今後ふえていくこともございますけれども、この中に盛り込んでおりますものは、例えば、個人情報の保護に関することであるとか、それからいろいろございますけれども、学校のICT化、情報技術を取り入れた電子黒板であるとか、そういったものの導入であるとか、もちろん学習システムの支援に関するものであるとか、そういったもの全ての総合的な窓口として考えております。

情報化施策といえば、市で全部共通なのかと言われますと、ちょっとそこまでのものはございませんけれども。

**【鎌田委員】**

すみません。特にお尋ねしたかったのは、学校の情報化施策というと、子供たちの情報リテラシー教育みたいというのも、ここに含まれるということなんでしょう。

**【教育総務課長】**

これまでも情報リテラシーとか、そういった学習面に関しましては、総合教育センターのほうで、もちろんやっておりました。

それに加えて、先ほど申し上げました情報の保護の問題であるとか、総合的な情報化施策について、今後は総合教育センターに担っていただくということでございます。

**【鎌田委員】**

了解しました。

**【委員長】**

そのほか、何か、ご意見、ご質問ございますか。

よろしいですか。

それでは、議案第12号「船橋市教育委員会組織規則の一部を改正する規則につい

て」を採決いたします。

ご異議ございませんか。

**【各委員】**

異議なし。

**【委員長】**

異議なしと認めます。議案第12号については原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第13号について、教育総務課、説明願います。

**【教育総務課長】**

議案第13号「船橋市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令について」、ご説明いたします。

資料は、7ページからでございます。

船橋市教育委員会事務決裁規程は、船橋市教育委員会の事務の専決、代決、その他の事務処理について、必要な事項を定める訓令でございます。

9ページの新旧対照表をごらんください。

左側の新しい部分で、枠の(5)番のところでございます。本日ご審議いただいた高根木戸近隣公園、北習志野近隣公園有料公園施設の使用許可を運動公園等と同様に、課長の専決事項と定めるものでございます。

施行日については、3月20日でございます。

以上でございます。

**【委員長】**

ただ今、説明がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

それでは、議案第13号「船橋市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令について」を採決いたします。

ご異議ございませんか。

**【各委員】**

異議なし。

**【委員長】**

異議なしと認めます。議案第13号については原案どおり可決いたしました。

本日予定していました議案等の審議は終了いたしました。

これで教育委員会会議臨時会を閉会いたします。ありがとうございました。

午後2時45分閉会